

○議長（小林哲雄）

日程第4、議案第36号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当に求めます。教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

朗読させていただきます。

議案第36号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出、開成町長、府川裕一。

1ページおめぐりください。この条例の制定趣旨等につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

目次、第1章から第5章、附則でございます。

第1章、総則。第1条でございますが、趣旨でございます。児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備、運営の最低基準を定めるものでございます。

第2条では、定義をしております。

第3条、最低基準の目的でございます。利用乳幼児が、明るく衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものであるというものでございます。

第4条、最低基準の向上でございます。町長は、事業者に対し、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるよう勧告できる。及び最低基準を常に向上させるように努めることというものでございます。

第5条では、最低基準と家庭的保育事業者等を定めてございます。事業者は、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させなければならない。また、低下させてはならないというものでございます。

第6条では、家庭的保育事業等の一般原則でございます。人権に配慮し、人格を尊重した経営運営をすること。地域交流連携を図ること。自己評価及び改善、外部評価を受けて公表、改善しなければならない。保健衛生、危険防止の十分な配慮をしなければならない等を定めてございます。

第7条では、保育所等との連携でございまして、卒業後の満3歳以上の児童の教育・保育の継続のため、保育所、幼稚園、認定こども園等の連携施設を確保しなければならないというものでございます。

連携協力をする事項といたしまして、集団保育への体験、事業者への相談、助言、支援、代替保育等でございます。

第8条でございますが、家庭的保育事業者等と非常災害でございます。消火器等々の設備を備えて、訓練を実施しなさいというものと及び独自の条項といたしまして、避難、消火等の訓練時の地域住民の参加を求めること。地域防災計画に基づく関連機関との連携及び協力に努めること等を記載してございます。

第9条は、家庭的保育事業者等の職員の一般要件でございまして、職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者でできる限り訓練を受けた者でなければならないという規定でございます。

また、ここに独自条項といたしまして、事業者が、暴力団員や、暴力団関係者ではないことを付加してございます。

第10条では、家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上でございまして、職員は自己研鑽に励んで、必要な知識、技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

事業者といたしましては、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならないという規定を設けてございます。

第11条では、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準でございまして、当該事業所の設備、職員の一部を併設する他の施設と兼ねることができるというものでございます。

ただし、保育室や特有の設備、保育に直接従事する職員は、これから除かれます。

第12条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則でございます。

第13条につきましては、虐待等の禁止でございまして、前の条例と同じものになります。

第14条は、懲戒に係る権限の濫用禁止でございまして、懲戒に関し、身体的苦痛や人格を辱める等の権限を乱用してはならないというものでございます。

第15条、衛生管理等でございます。

第16条につきましては、食事を規定してございます。食事は自園で調理をしなければならないというものでございます。

食育の推進に努めなければならないということも記載してございます。

第17条、食事の提供の特例ということで、一定の要件を備えた場合、外部搬入ができる。ただし、加熱、保存等の設備は必要だということもございまして、一定の要件とは、調理業務委託が契約内容により確保されており、受託者にその能力があること。当該事業所、保育所等により、栄養士の必要な配慮が行われること。的確な食事の提供、アレルギー、アトピー等への対応ができること等でございます。

また、搬入施設につきましては、連携施設ですとか、同一法人、関連法人が経営す

る、小規模、あるいは事業所内保育等を指定してございます。

第18条、利用乳幼児及び職員の健康診断でございますけれども、利用乳幼児の健康診断、定期のもの、臨時のものを実施することを規定してございます。

特に調理員等が健康診断に綿密な配慮をしてくださいという事項もこちらにございます。

第19条、家庭的保育事業所等の内部の規程でございますけれども、これを定めなければならないというものでございます。

第20条につきましては、家庭的保育事業所等に備える帳簿でございます、こちらにも整備してくださいというものになります。

第21条は、秘密保持、22条は苦情の処理になります。

第2章といたしまして、家庭的保育事業でございますが、23条、設備の基準でございます。実施場所につきましては、家庭的保育者の居宅等になりまして、必要要件としましては、専用の部屋があること、面積が一定規模以上あること、調理施設、便所があること、遊戯等に適した広さの庭があること等でございます。

第24条では、職員について規定してございます。職員については、家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託医、調理員を置くんだよということ、及び家庭的保育者、家庭的補助者の要件等を記載してございます。

保育する人数につきましては、原則、家庭的保育者は1人で3人以下でございますが、例外として、補助者を置く場合は、2人で5人まで保育できるよという規定でございます。

給食につきましては、自園調理でございますけれども、例外規定がございます。

第25条で保育時間でございまして、1日8時間が原則ということでございます。

第26条は、保育の内容でございますけれども、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により定める指針に準じて保育をするということを規定しております。

第27条では、保護者との連絡の規定がございます。

引き続きまして、第3章、小規模保育事業、第1節、通則でございます。

第28条で、小規模保育事業の区分といたしまして、A型、B型、C型を規定してございます。

第2節から第4節までの小規模保育事業A型からC型につきましては、まとめてご説明をさせていただきたいと思っております。

設備の基準でございますけれども、A型については、29条と34条に規定がございます。説明等、わかりにくくて申しわけありませんけれども、必要な部屋につきましては、乳児又は満2歳に満たない幼児、満2歳以上の幼児という区分で規定がされてございまして、乳児又は満2歳に満たない幼児につきましては、乳児室又は保育室、調理室、便所というものでございます。

満2歳以上につきましては、保育室又は遊戯室、遊技場、調理室、便所等ございまして、C型におきましては、ほふく室は不要と、ただし遊戯室は必要だよというものでございます。

面積につきましては、乳児室又は保育室、保育室又は遊戯室等、これは年齢によって違うものでございますけれども、その面積等を記載させていただいております。

屋外遊技場につきましては、満2歳以上の幼児について必要だよ、代替施設が可能だよという規定でございます。

部屋には必要な用具等を備えるという規定もございます。保育室等の細かな規定につきましては、2階の場合、3階の場合ということで、表を中心にまとめさせていただいております。2階と3階によりまして、必要な要件が変わってまいります。

続きまして、第30条、第32条、第35条に記載されております、職員でございます。A型の職員につきましては、保育士、嘱託医、調理員が必要だということ。原則自園調理ですけれども、例外があるよというもの、保育士の人数と保育されます乳幼児の人数の規定がございます。ただいまのが第30条でございます。B型につきましては、32条で規定をしてございます。保育士、保育従事者、嘱託医、調理員が必要であること。原則的には、自園調理だよということですが、例外規定もございます。保育従事者の数は、子どもの人数によって変わってまいりまして、乳児及び年齢に基づきまして、32条の記載のとおりでございます。

C型におきましては、35条になります。職員といたしまして、家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託医、調理員が必要だということ。原則自園調理だということ。例外はございますけれども、あと保育できる乳幼児の人数等について記載がしてございます。

31条、33条、37条につきましては、25条、26条、27条、29条の準用でございます。保育時間の関係、どういう指針に基づいて保育をするのか。保護者との連携、設備等の準用でございます。

第36条につきましては、利用定員でございます。C型については6人から10人だという規定をさせていただいております。

引き続きまして、第4章、居宅訪問型保育事業でございますけれども、第38条になります。居宅訪問型保育事業といたしまして、提供する保育を規定してございます。

障害、疾病等で集団保育が著しく困難な乳幼児ですとか、母子家庭等の保護者が深夜勤務に従事する等の場合ということで規定をさせていただいております。

第39条では、設備及び備品でございます。必要な専用の区画を設けて、必要な備品、設備を設けるんだよというものでございます。

第40条の職員におきましては、家庭的保育者1人で、乳幼児1人、1対1の保育をするんだよという規定でございます。

第41条は、居宅訪問型保育事業の関連施設でございます。障害、疾病等の乳幼児を保育する場合は、障害児入所施設等又は居宅訪問型保育連携施設を確保しなければならないというものでございます。

第42条は、準用でございます。25条、26条、27条の準用でございます。引き続きまして、第5章、事業所内保育事業でございます。

第43条、利用定員の設定でございますけれども、利用人数に応じ、町長が定める乳幼児数以上の定員枠、地域枠ですね。事業所の従業員のお子さん以外に地域枠を設けなければいけないというものでございます。

第44条におきましては、設備の基準が書かれてございます。利用定員により、保育所型と小規模型に分かれます。内容的にはほぼ同じでございますので、まとめて説明をさせていただきたいと思っております。

保育所型といいますのが、20人以上の場合でございますして、小規模型といいますのが、19人以下というものでございます。

設備の基準につきましては、乳児又は満2歳に満たない幼児についての必要な部屋、面積を規定してございます。面積につきましては、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊技場等の年齢別に必要な面積を記載してございます。必要な用具を準備しなさいという規定もございます。

小規模型事業所につきましては、ただいま申しましたこととほぼ同じでございますが、差異といたしましては調理施設でございますして、調理設備、炊事場を含むでいいよという規定がございます。

またはほふく室等の面積の規定も異なっております。

保育室の2階、3階の基準につきましては、前にご説明させていただきましたものと同じでございます。準用してございます。

第45条、第48条で職員を規定してございます。第45条で保育所型、20人以上の場合の規定をしてございまして、第45条、保育士、嘱託医、調理員、自園調理が原則だよと。例外はございますということです。及び保育士の人数等を規定してございます。最低限のニーズとしては、2人だよという規定がございます。

第48条におきまして、小規模事業所内の職員について規定してございまして、保育士、保育従事者、嘱託医、調理員を置きなさいというものでございます。原則自園調理でございますけれども、例外規定がございます。保育従事者の人数と保育されますお子さんの人数も規定されてございます。

第46条でございますが、連携施設に関する特例でございますが、保育所型につきましては不要けれども、小規模型については連携施設を設けてくださいというものでございます。

第47条及び第49条で準用規定をしてございます。25条、26条、27条の準用規定でございます。保育時間、準すべき指針、保護者との連携等を定めてございます。

引き続きまして附則でございますけれども、第1条として、施行期日でございます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するというものになってございます。

この法律の施行日は、子ども・子育て支援法の施行日と同じでございますので、現在のところ、平成27年4月1日と言われております。さきの条例と同様に、国の施

策に対応した形をとっていきたいので、このような形で定めていきたいと思っております。

第2条でございますが、食事の提供の経過措置でございます。現在、自園調理を行っていない施設は、町条例施行の日から5年を経過する日までの間は、食事を提供しないことができるという経過措置でございます。

第3条は、連携施設に関する経過措置ございまして、特定教育保育施設等の設置または運営を推薦するための事業による支援ができる場合は、町条例施行の日から5年を経過するまでの間は、連携施設を確保しないことができるという規定でございます。

第4条は、小規模保育事業B型に関する経過措置ございまして、家庭的保育事業の家庭的保育者又は家庭的保育保持者は、町条例施行の日から5年を経過する日までの間は、小規模保育事業のB型及び小規模事業所内保育事業の保育従事者とみなすという経過措置でございます。

第5条が、利用定員に関する経過措置ございまして、小規模保育事業C型の利用定員は、町条例施行の日から5年を経過するまでの間は、6人以上15人以下とすることができるというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋です。開成町家庭的保育事業等の件で質問いたします。条例28条から37条にかかわるわけですが、まず、保育士の関係で、私はきちんと保育所を設置する、そういった形をすべきだということを提案したいと思うんです。

A型の保育所については、きちんと位置付けされているわけですが、B型というのは中間型、C型というのはグループ型になりますけれども、これが保育従事者、町の研修を修了したものというものがつけ加えているわけです。これをやめたらどうかというふうに私は提案をしておきたいと思うのです。

基本的な形からいえば、家庭的保育とか、小規模保育だと、本当にこれだけ誘導する必要あるのかどうか、私は疑問に感じる。そこで、小規模保育B型の保育士は、2分の1から3分の2に設定をすべきではないのか。

それから、小規模保育C型の事業者は保育資格者にすべきであって、また、食事の関係も、これは条例でされておりますけれども、食事の外部委託というものは禁止すると、こういう内容にしていかないと、子どもの安全等、アレルギー体質を含めて対応できない。質の低下、保育の低下になってしまうのではないかとというふうに危惧しております。この辺は国からの基準どおりでせざるを得ないから、こういう提案をしているのかどうか。今、私が言っているように、安全的なものを考慮した上で拡充というものは考えられなかったのかどうか、質問いたします。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

2点、ご質問いただいたかと思えます。1点目のB型の保育従事者の割合を増やせということでございますけれども、町でただいま提案させていただいていますが、国のものに準じて、参酌するという趣旨にのっとりまして提案させていただいております。

議員ご指摘のB型につきましては、議員もおっしゃられましたように、半分以上の保育従事者は保育士とするというものになっておりまして、その保育士以外の保育従事者も、町の研修、あるいは町長が指定する県の研修というもので、習熟、あるいはあるレベルのものを習得した方でございますので、これらの資格、あるいは研修を経たものにおいて保育されることによって、子どもの安全性等が保たれるというふうに考えてございます。

あともう一点、給食の委託の関係でございますけれども、給食の委託といえますのは、何から何まで全部お願いしますよというものではございませんので、調理を委託するというものでございますので、これがすぐ低下につながるかというふうに考えてございませんので、町の定めといたしましては、このようにしていきたい。また、そうすることがC型の拡充ですとか、そういうものにつながってくると。なおかつ一定の安全性が保たれるものだと考えておりますので、このままという形でいきたいと考えてございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。町の研修を修了したものと、国検定の資格を受けた保育とは、やはり中身が違う。私はそう思うんですね。やはり今後目指すべき姿というのは、保育所をきちんと配置していく中で、安全性の問題、あるいはサービスの問題を考慮すると、こういう形に子ども子育て関係がいついかなないと、将来に不安を残すという点がございます。

そこで、町が指定する研修、これはどういう形で町としては考えておられるのか、お聞きしておきたいと思えます。

それから、外部委託も給食関係、本来的には自校方式、幼稚園内に給食施設を持つというのが原則ですけれども、外部委託を認めるということは、私は、アレルギー問題とか、さまざまな環境的な問題が今起きているわけでご覧になって、ここのところをきちんと確保すると、こういう形の上においては、やはり外部委託というものは避けなければいけない課題、この辺はきちんと守られるということになってくるのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

保育士の関係でございますけれども、資格を持った者と研修を受けた者というのは、中身が違うということかと思っておりますけれども、こちらに書かせていただきましたように、半分以上保育士とするというのが最低の基準でございますので、例えば、10人だったら5人保育士さんがいいよということで最低限は満たしますけれども、それを6人にしてください、7人、8人にしてくださいということは、また要求できるものかと思っておりますので、そういうものを行いながら、質の確保をしていきたいと考えてございます。

また、町長が行う研修というものの、現在のところ、具体的なもの等はございませんけれども、また、国等の指針、示されてくるようになると思います。これが町単独で行えるのか、あるいは県のものに参加させていただくのかということは、現段階では未定でございますけれども、議員が懸念されています、子どもの安全につながる研修が行われるものであると認識しておりますので、今後の動きを見た中で、適切な指導、確認等をしていきたいと思っております。

また、給食の関係でございますけれども、アレルギー等というものがございましてけれども、これは学校の対応でも若干アレルギー等のことがございましてけれども、それらにつきましても対応する。また、どうしても対応できないものにつきましては、これは自園だから、委託だからというものではないと思っておりますけれども、給食によらないというものも検討することができるのかなと思っております。基本的には、アレルギー対応等を行う。それができなければ、給食等も考えざるを得ないというような選択肢が残ってくるのかなと考えてございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

B型の関係で、保育士は2分の1、半分は確保されている。だから大丈夫のような答弁と受けとめたわけですが、それならば、保育所に保育士を増やすという形であれば、2分の1を3分の2という形で提案してもよろしいのではないかなど、こう思うんですけれども、これは、国がこう定めているからこれに従うと、こういうことなのか、あわせてお願いします。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

B型の職員につきまして、32条という規定でございます。余り申し上げたくはなかったんですが、32条というのは、国が定めます従うべき基準でございますので、これと同じ内容で定めなければいけないという指定条文でございます。参酌すべき事項ではございません。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

10番、小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。第11条、他の社会福祉施設等という文言がありますが、この条例に適応するかどうかもまず伺いたいと思います。町の社会福社会館に一画に子どもの施設があります。遊戯施設、そこはこの条例に範囲するところですか。もしそうでしたら、どこの部類になるのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

施設のお尋ねですので、こちらからお答えします。社会福社会館の中の施設について、今やっているところについては、全くそこは該当しないです。

以上です。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

該当しないとしたら、質問に直接関係ありませんが、どこの条例、あるいは町の規則に、その部分は該当するのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今のお尋ねですけれど、社協側の福社会館の中に設けて、子育て支援のところの援助している事業についてのお尋ねということによろしいでしょうか。それについて、別に町の条例の規定とか、そういったことはないですから、町としては、社会福祉協議会の独自事業ということで理解をしております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。まず、今回の条例については、最低基準を定めた中で向上を図るという大きなポイントはあろうかと思えます。そのような中で、第4条、町長はという部分でスタートしている中で、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるよう、勧告することができると。町長の権限の中で、向上を図っていくという部分では、大きなポイントにはなっていると思えますが、このたび、この条例を制定するに当たって、附則の部分、経過措置、5年を経過する日までと附則に書かれておるのですが、これは条例を制定するときに、町として財政的支援、この条例の中では最低基準を設けなさい設けなさいと、国の参酌の問題だとか、いろいろとあるんですが、やはり財政的な支援というものを、例えば、この附則の中で入れていくとか、そういう検討はされたのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

この条例を作成するに当たりまして、事業者のためにといいますか、町が財政的な支援を何か行っているというものはしてございません。町以外の、県、国等であるものは積極的に、ご相談等ありましたらご紹介していったりという形、あるいは援助していったりという形をとりますけれども、直接的な支援は検討してございません。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。こういう保育事業については、やはり施設の部分で、莫大なお金がかかるとい部分がありますので、ぜひ、言うからには、財源を出すという部分はセットで、ここら辺に盛り込んでもらいたかったなと感じているところなので、積極的に子育て支援という部分で、ぜひ財政支援をお願いしていつてもらいたいというふうをお願いしておきます。

あと、今回のこの条例の中で一番気がかりなのが、4章の居宅訪問型保育事業というのが、すごく気になっているところです。これは条文の要綱なんかを見ると、保育する園児が0歳から2歳ということで、保育従事者が1人に対して1人つくんだよということで、大変手厚い保育だなと思う反面、事業を行っていく中で、1対1ということは、その部分で、ましてや障害者、疾病者の子どもを見るという中で、最近厚労省なんかの調査で、暴言、暴行、放置とか、そういう問題がデータとして上がっている中で、1対1というところで保育していったときに、そこら辺が表に出ない懸念があるなというところがちょっとあるんですが、そこら辺の管理体制をどのような形にして、そういうことが起きないように考えているシステムなのか。また、居宅訪問型保育連携施設という部分を、町長の指定する施設ということで、適切に確保しなければいけないという条項もあるんですが、そこら辺のどのような状況を想定した中で、今現在、開成町にあって、まだないのであれば、今後どのような関係でつくっていくのか。そこら辺を詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

ちょっと順番が逆になるかもしれませんが、居宅訪問型保育連携施設につきましては、議員おっしゃられるとおり、町長が指定する施設でございますけれども、この施設もしくは障害児入所施設という形のどちらかでもいいというものでございますので、町長が指定する施設の前に、障害児を専門的に受けております、障害児入所施設等々連携をとっていただくというのが、まず第一ではないのかなというふうに考えてございます。

もう一点の1対1というのは、良くもあるけれども悪い面もあるんじゃないんです

かということをございますけれども、こちら、先ほどと同様の説明をいただきましたけれども、13条に虐待等の禁止ということ、乳幼児等に対して、心身等の影響を与える行為をしてはならないということになってございますので、こちらにつきまして、担保できてくるものであるというふうに考えてございます。

○議長（小林哲雄）

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。先ほどの条例でも似たようなところを指摘しておるのですが、やはりそこら辺をもうちょっとシビアに、町としても今後検討課題ではないのかなと思いますので、やはり1対1、障害児入所施設については1対1にしても、ほかの職員がいたりとか、目の届く部分というのは出てくるとは思うんですが、ここで気がかりなのは、38条の1項4号の母子家庭等という部分では、施設という部分にはならないと思うので、そこら辺など見えなくなる部分を露出させ、わかるように明確にしていくように、従事者に託すのも大事ですけれども、町として条例を制定するというのは責任もありますので、監視能力の強化という部分ももうちょっと充実した中で、町独自の条項を今後はしなければいけないのではないのかなというところを強く思っているところです。

まずは条例を制定して進むことが大事なので、今回は、この条例で理解はしているんですが、事件、事故が起きてから条項を付加するのではなくて、条例を制定するときに、なるべく予測した中で、そういうことが起きないように体制をとっていただきたいというふうをお願いしておきます。

○議長（小林哲雄）

3番、吉田敏郎議員。

○3番（吉田敏郎）

3番、吉田でございます。最低基準の向上、第4条というところで、「町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、」とあります。この児童、保護者、その他云々の意見を聞くという、こちらの方はどういう方たちか、ちょっとお聞きします。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

町長の意見の聞き方というお話かと思うんですけれども、例えば一般的なものとして、私どもと比べて、町長は情報が入ってくるのが多いのかなとも思います。だからということではございませんけれども、それ以外の、例えば保護者会を使ってですとか、そういうものは組織していただいて、そういうものを使ってですとか、あるいは普段からの自治会活動、地域との連携等の中で意見をいただくとか、こういう言葉でくくってはございますけれども、防災とか、そういうものと同じように、あらゆるものといえますか、考えられるもの全て含まれてくるというふうに認識しております。

○議長（小林哲雄）

吉田敏郎議員。

○3番（吉田敏郎）

3番、吉田です。それは理解するところですが、例えば、これからそういう方たちに対して、児童福祉審議会みたいなものをこれから設置していく。そういうのは厳しいんでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えいたします。今現在、開成町には、子ども子育て会議というものもございますので、今のにも加えて、あるいは、今回につきましては、来年度からの5年計画という部分があります。そういう中でニーズを把握しながら、計画行政をしていくわけでございますので、その中で意見を聞きながら、先ほどの質問も含めて、聞きながら、最低基準を超えてというような必要性、あるいはそういう意見具申が固まっていくというようなことがあれば、そのようなことが今後やることのできるよというふうに解釈しております。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。今回、こういう形で条例が出てきているんですが、この条例の中で連携というのがあるわけですね。他機関、施設との連携を図らなきゃいけないというのがあるのですが、ちょっと私が感じるのは、この連携について、町等の連携、そういう関係というのは生じてこないのでしょうか。何かつくる必要はないかなという気がするんですが、いかがですか。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

この条例で規定しております連携と申しますのは、町との連携ではないのでございますけれども、町は基準を定めまして、審査させていただいたり、見させていただいたりという関係はございますので、言葉になって書かれているものではございませんけれども、連携といいますか、関係といいますか。これは常に保ちながら、開成町の大事なお子さんが主にお世話になるところですから、いい状況を改善するような体制等は当然とっていくのが常であり、必要なことであると考えております。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

ちょっと聞き方が悪かったんですが、条文の中に、定期的に町と、例えば打ち合わせをしなきゃいけないとか、連絡をとらなきゃいけないとか、そういうものは挿入す

る必要はないでしょうかということです。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

文章としてそういう記載は特にございませぬけれども、それは当然、今申しましたような趣旨の中で行っていく。それがよりよいものになっていく道だと考えておりますので、今ご審議いただいています施設だけではなくて、子どもが関連します全てにつきましては、今、議員がおっしゃられるような考え方のもとでやっていきたいと考えてございます。

○議長（小林哲雄）

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。保育料の関係がどうなってくるかということがございます。親の所得に応じた応能負担から、利用時間に応じた負担、応益負担へと変わることへの批判が出まして、応能負担が維持された。当然のことだろうというふうに思っております。

そこで国は、保険料の上限は現行水準に据え置くとしておりますが、国基準の保育料は現在、最高限度額、月10万4,000円、国基準に対して各自治体が独自の補助をし、保育料を引き下げている。これが今の実態ではないかと思っているところでございます。

この新制度では、私立保育では自治体との合意があれば上乘せ徴収が可能となると。ここに問題点があるというふうに思います。

また、市町村が入所先を決めることから、保護者には選択の余地はないのではないのか。この選択をどうしていくのか。新しい子育ての条例等が本当に必要とされる保育の保護者にどうきちんと伝わっていくのか非常に難しい。私たちのほうも、今回の条例の関係で今審議していますけれども、わかりかねると。こういう観点からどのような形で、この辺をやっぺいこうとしているのか。

それと同時に、低所得者の負担、考え方によっては、負担が重くなるのではないかと。この保育料の関係は、保護者にとっても重要な観点になるわけですね。

もう一つは、公定価格というものがございまして、直接契約できるもの、あるいは事業所によっては、今は町を通じて保育料を徴収するという形になっておりますけれども、それ以外のものもあり得ると私は認識しているんですが、この辺の対応についてはどう考えておられますか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ちょっと一般的な言い方で答えさせていただきますけれども、今、議員ご指摘のとおり、保育料、特に保育所保育料のことだと思いますけれども、当然、国基準というも

のが、まだ案でしか示させておりませんので、国も来年度予算の編成の中で、今後正式なものが示されてくるという状況がございます。

先ほどの議員のご指摘のとおり、現在におきましては国基準よりも軽減させて、町で適応していると、市町村で適応していると。

当然、いきなり全然違う保育料に上げるということはなかなか難しいことがございますので、今後の検討でございますけれども、保護者の過度な負担にならないような対応を図っていきたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

ほかにございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第36号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。

暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

午前10時50分

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午前11時05分

○議長（小林哲雄）

日程5に入る前にお願いがあります。議案第35号 議案第36号は、議決をされておりますが、修正の申し出がありましたので、特別に発言を許します。

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

申しわけございません。今、議長がおっしゃられましたように議決いただきましたが、修正をお願いしたいと思います。

議案第35号のほうでございますけれども、46条をお開きいただけますでしょうか。46条、運営規定でございます。46条の2行目おしりから3行目の頭にかけて、運用規定と間違った記載がされてございます。こちらを見出しと同じ運営規程にご訂正をお願いしたいと思います。運用規定ではなくて、見出しと同じ運営規程が正しいものでございます。申しわけございません。

引き続きまして、議案第36号でございますが、44条のページをお開きいただけ

ますでしょうか。表のあるページでございます。44条、設備の基準でございます。この見開きのページ、右側の表でございます。右の下にある表でございますけれども、表の一番左側、階の下に2階という階数が書いてございますが、その下に線が入ってございます。こちらの線を消していただければと思います。区分の常用と避難用の両方にかかります部分でございますので、2階の下にございます線を削除願いたいと思います。申しわけございません。よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。わかりました。

ただいまの発言につきましては、特別に許可いたしました。今後、このようなことのないようにご注意願います。

皆さんにお伺いします。ただいまの発言、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）